

企業会計基準委員会 御中

社団法人 生命保険協会  
一 般 委 員 会  
委 員 長 渡 邊 光 一 郎

( )

(電話 )

(メールアドレス )

「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」等に対する意見

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成18年11月1日より意見募集されております企業会計基準公開草案第16号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び企業会計基準適用指針公開草案第20号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」につきまして、別紙のとおり、当会としての意見を申し述べます。

宜しくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。

謹白

企業会計基準委員会

企業会計基準公開草案第 16 号「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」及び  
企業会計基準適用指針公開草案第 20 号「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」  
に対する意見

1. 四半期会計期間に係る損益情報（3か月情報）の開示（会計基準案第 7 項、第 36 項、第 70 項）

四半期会計期間に係る損益情報（3か月情報）の開示については、一定期間の準備期間を設けるべきである。

（理由）

会計基準案第 70 項に記載のとおり、3か月情報を開示するためには実務面での体制整備が必要であるため（例えば、3か月情報開示に対応するシステム開発、企業が累計差額方式で3か月情報を作成する場合に3か月情報の分析・解釈に習熟するための試行期間等）。

2. 内閣府令で定める事業を行う会社における別途の対応（会計基準案第 46 項）

会計基準案第 46 項では「内閣府令で定める事業を行う会社は、第 2 四半期の四半期財務諸表では別途の対応を行うことが必要であると考えられる。」とされているが、同項の「別途の対応」として具体的にどのような内容が検討されているのか、また今後どのようなスケジュールでその内容が明示されるのかについて示していただきたい。また、前記「別途の対応」に加えて、監査上、四半期レビュー基準案よりも高い保証水準が求められることにより、これらの事業を行う会社の第 2 四半期の損益計算書の累計情報、3か月情報およびそれらの信頼性は、他業界・他業種との比較可能性を欠くものとなると考えられる。このような影響について、貴委員会の考えを示していただきたい。

（理由）

会計基準案に基づく検討・準備を行っている段階であるが、内閣府令で定める事業を行う会社について会計基準案とは異なる基準が適用されることとなる場合、別途の検討・準備を行う必要があるため。

3. 「売上債権」の表題（適用指針案第 3 項、第 83 項、第 84 項）

適用指針案第 3 項、第 83 項、第 84 項の表題が「売上債権」となっているが、本項の記載内容に鑑み、金融商品に関する会計基準（第 27 項、28 項）に従って「債権」が表題として適当と考える。

（理由）

本項に記載の会計処理（貸倒見積高の算定）は、「売上債権」に限定されるものではないと考えられるため。

#### 4. 有価証券の減損処理に係る切放し法と洗替え法（適用指針案第4項）

適用指針案第4項において、有価証券の減損処理に「洗替え法」の選択適用が認められる旨の記載があるが、「累計差額方式」による3か月情報を作成する場合、開示方法を含めて、具体的な手続きに関する基準や例を示していただきたい。

（例）

仮に一銘柄のみ保有していた場合、第1Q末減損100、第2Q末減損80の場合、第2Q末の3か月情報では評価損▲20（減損額の控除）という表示になるのか、それ以外の調整処理が必要となるのか等

#### 5. 時価のない有価証券の減損処理（適用指針案第5項）

適用指針案第5項において、時価のない有価証券についての減損処理を行う際、財政状態が悪化しているかどうかの判断にあたっては、「四半期会計期間末までに入手し得る直近の財務諸表を使用する」とあるが、例えば、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」第11項の表現を参考に「四半期会計期間末までに、通常の業務活動において実務的に入手し、利用し得る直近の財務諸表を使用する」としていただきたい。

（理由）

物理的には入手可能でも実務上利用困難な場合が想定され、開示の迅速性も考慮するため。

以 上